

様式第四号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

純 資 産 変 動 計 算 書

(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日)

(単位:千円)

	積立金			純資産合計
	設立等積立金	繰越利益積立金	積立金合計	
令和7年 3月31日 残高	1,590,266	823,033	2,413,300	2,413,300
当期純利益		243,068	243,068	243,068
会計年度中の変動額合計		243,068	243,068	243,068
令和8年3月31日 残高	1,590,266	1,066,102	2,656,369	2,656,369

様式第五号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

有形固定資産等明細表

資産の種類		前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引 当期末残高 (千円)
有形固定資産	建物	11,236,038	39,448		11,275,486	4,246,136	387,282	7,029,350
	構築物	1,281,647			1,281,647	309,481	44,803	972,166
	医療用器械備品	4,536,763	520,766	108,457	4,949,072	2,981,744	358,154	1,967,327
	その他の器械備品	1,965,553	41,940	40,084	1,967,408	1,376,178	183,764	591,230
	車両及び船舶	148,208	4,175	28,776	123,607	102,322	9,130	21,284
	土地	4,377,325			4,377,325			4,377,325
	リース資産	324,089	12,701	29,227	307,564	157,289	43,814	150,275
	その他の有形固定資産	735,653			735,653	301,297	24,234	434,355
	計	24,605,280	619,032	206,546	25,017,766	9,474,450	1,051,183	15,543,316
無形固定資産	営業権	667,678			667,678	345,199	33,383	322,478
	ソフトウェア	557,474	10,851		568,325	437,840	52,369	130,484
	その他の無形固定資産	1,052			1,052			1,052
	計	1,226,204	10,851		1,237,055	783,040	85,753	454,015
その他の資産	出資金	11			11			11
	保険積立金	150,000	48,232		198,232			198,232
	保証金	8,300			8,300			8,300
	役員等長期貸付金	446,394	95,822	133,790	408,426			408,426
	奨学貸付引当金	△ 162,622	△ 81,468	△ 79,198	△ 164,892			△ 164,892
	長期前払費用	18,529	33,502	21,779	30,252			30,252
	敷金	4,743		186	4,557			4,557
	その他の固定資産	17,120			17,120	3,830	319	13,290
	計	482,477	96,088	76,557	502,008	3,830	319	498,177

医療用器械備品の増加額：血管撮影装置、CT装置等の取得による増加

様式第六号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

引 当 金 明 細 表

区 分	前期末残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (そ の 他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	1,420	17,445	1,294	125	17,445
奨学貸付引当金	162,622	81,468	73,680	5,517	164,892
退職給付引当金	460,247	53,581	32,749	-	481,079

(注)貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は洗替えによる戻入額である

(注)奨学貸付引当金の「当期減少額(その他)」は契約勤続期間満了前退職による返済額である

様式第七号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

借入金等明細表

区 分	前 期 末 残 高 (千円)	当 期 末 残 高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	977,500	1,000,000	0.98	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	826,800	826,800	1.20	—
長期借入金（1年以内に返済 予定のものを除く）	16,536,450	15,709,650	1.18	令和20年6月
合 計	18,340,750	17,536,450	—	—

（注）長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後
5年内における1年ごとの返済予定額の総額 (千円)

区分	1年超2年以 内	2年超3年 以内	3年超4年 以内	4年超5年 以内
長期借入金	881,800	886,800	886,800	886,800

様式第八号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

有 価 証 券 明 細 表

【債 券】

銘 柄	券 面 総 額 (千円)	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

【その他】

種 類 及 び 銘 柄	口 数 等	貸借対照表価額 (千円)
該当なし		
計		

様式第九の一号

法人名 社会医療法人緑泉会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市与次郎1丁目7番1号

事業費用明細表

(単位：千円)

区 分	本来業務事業費用			附帯業務 事業費用	収益業務 事業費用	合 計
	事業費	本部費	計			
材料費	3,454,088	-	3,454,088	2,596	-	3,456,684
給与費	8,488,409	538,983	9,027,393	98,945	-	9,126,338
委託費	1,091,519	55,792	1,147,311	60,335	-	1,207,646
経費	2,560,291	177,581	2,737,872	24,763	13,982	2,776,618
売上原価	-	-	-	-	-	-
その他の事業費用	-	-	-	-	-	-
計	15,594,309	772,357	16,366,666	186,641	13,982	16,567,289

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 継続事業の前提に関する事項

該当なし

2 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産は最終仕入原価法を採用している

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 固定資産の減価償却方法

①有形固定資産（リース資産を除く）は定額法による

②無形固定資産は定額法による

③リース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務を原則法により計算し、計上している

(3) 奨学貸付引当金

奨学貸付金の返済免除に備えるため、免除見込額を計上している。

5 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税等の会計処理は、税込み方式によっている

6 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

(1) 補助金等の会計処理

固定資産を購入する目的で受け取った補助金等については、受け取った会計年度に一括して収益として計上している

7 重要な会計方針を変更した旨等

該当なし

8 資産及び負債のうち収益業務に関する事項・収益業務からの繰入金の状況に関する事項

(1) 資産及び負債のうち、収益業務に係るもの(単位:千円)

前払費用	534
建物	<u>9,361</u>
資産合計	<u>9,895</u>
前受金	<u>2,592</u>
負債合計	<u>2,592</u>

(2) 収益業務からの繰入金の状況

(単位:千円)

	前期末残高	当期繰入額	当期元入額	当期末残高
繰入純額	67,920	21,049	-	88,969

9 担保に供されている資産に関する事項

(1) 担保に供されている資産は以下の通りである

土地 4,331,028 千円

建物 6,886,437 千円

構築物 883,121 千円

合計 12,100,586 千円

(2) 担保している債務の種類及び金額は以下の通りである

借入金 17,536,450 千円

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

該当なし

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 9,474,450 千円

(2) 退職給付債務の内容

① 退職給付債務	△481,079 千円
② 年金資産	—
③ 未積立退職給付債務①+②	△481,079 千円
④ 未認識数理計算上の差異	—
⑤ 未認識過去勤務債務	—
⑥ 貸借対照表計上額純額③+④+⑤	△481,079 千円
⑦ 退職給付引当金	△481,079 千円

(3) 補助金等に重要性がある場合の内訳、交付者及び貸借対照表等への影響額

(単位：千円)

補助金の内容	交付者	交付額	損益計算書上の記載区分
運営費補助金収益			
医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金	厚生労働省	234,502	事業収益（本来業務）

独立監査人の監査報告書

令和8年6月10日

社会医療法人緑泉会
理事会 御中

松野下剛市公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

松枝公認会計士事務所
鹿児島県鹿児島市

公認会計士

監査意見

私たちは、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人緑泉会の令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上